令和7年度 八王子市立中野北小学校 いじめ防止基本方針

八王子市立中野北小学校 校 長 小林 文秋

1 いじめ問題に関する基本方針

本市では、平成29年4月1日、「いじめを許さないまち八王子条例」が施行された。本条例では、大人は、いじめが起こらない環境づくりに努めること、また、大人も子どもも「いじめは、絶対に許さない。」という認識の下、いじめを見つけたときは、その行為を見逃すことなく、互いにその責務又は役割を果たすことを求めている。

本校では、本条例の趣旨を踏まえ、すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る、誰もが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・即時対応の取組を徹底する。

併せて、絶対にいじめを許さないこと、黙って見ていることもいじめであるということについて教育活動全体を通じて、全教職員の共通理解のもと全校児童に対し、繰り返し指導を行っていくことで、決して看過することのないようにする。

2 主な取り組み

- (1) 「心の豊かな中北小の子」の育成
 - ① 特別の教科 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させる。自他の生命の尊重をすること・規範遵法の精神を育成すること・正義の実現に努めること等、低学年から児童の実態に応じて繰り返し指導を行うことで、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の構築ができるようにする。
 - ② 相手の言い分を最後まで落ち着いて聴くとともに、自分の気持ちを相手に分かりやすく伝えることができるよう、コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した指導を教育活動の中に意図的・計画的に取り入れ、実践していく。
 - ③ 特別活動の指導計画に基づき、児童会活動や学級会での話し合い活動をとおして児童自身の主体 的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
 - ④ 学校公開日、行事、道徳授業地区公開講座等の機会を活用して、思いやりの心や生命尊重の態度等、児童の豊かな心をはぐくむための啓発や取組を、家庭や地域に推進していく。
 - ⑤ いじめでなく、遊びであるという言い訳を許さないとともに、傍観することもいじめに加担しているということを、繰り返し指導していく。

- (2) 未然防止や早期発見のための措置
 - ① 原則として『八王子市におけるいじめ防止等に関する基本的な対応』に即して、措置を講ずる。
 - ② 「いじめ防止委員会」【校長・副校長・生活指導主任(いじめ防止コーディネーター)・当該学級担任を必須構成員。特支教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーを構成員とする。】を設置し、週1回、児童の情報を共有するとともに、共通理解と共通実践を行い、迅速・適切な組織的対応ができるようにする。また、本委員会を通じて本校のいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを図る。
 - ③ 年3回の「ふれあい月間」及び年度末に、学校評価・児童アンケートも参考にしながら「いじめ 防止委員会」の活動を振り返り、次年度の活動計画に反映させる。
 - ④ 「ふれあい月間」を通じて、東京都教職員研修センターの視聴覚教材の積極的な活用やいじめに関する児童アンケートを3回以上実施することで、未然予防や実態把握につなげる。また、教職員に対しては、本校が作成した「中野北小学校いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト」を基に定期的に取組状況の確認を行うとともに、人権教育プログラムの活用等で指導の充実や見直しを図る。
 - ⑤ <u>児童が安心して大人に相談できる機会と環境をつくるために、</u>スクールカウンセラーによる全校児童との面談を実施し、必要に応じて担任または管理職やスクールカウンセラーと児童との面談を実施していく。また、スクールカウンセラーによる授業参観を積極的に行い、学級内での児童の実際の様子を把握し、教職員とも情報交換を密接に行っていく。
 - ⑥ 教育相談担当者やスクールカウンセラーと連携を緊密にとることで、相談活動の一層の充実を 図る。
 - ⑦ <u>毎週火曜日と金曜日に生活指導夕会</u>を実施することで、児童の実態を共通理解するとともに、 早期発見・即時対応に向けて全教職員の共通実践の機会とする。
 - ⑧ 年度当初に各家庭に配布した「見守りシート」を活用して保護者も含めた早期発見に努める。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ① 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、セーフティ教室や小中一貫教育の場、外部機関と連携を図る事で各家庭への啓発を行うとともに協力を依頼する。
 - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に随時努め、問題のある書き込みに対しては、ためらうことなく関係機関と協力して迅速な対応を図る。
 - ③ 「スマホ・携帯電話の利用に関する意識等のアンケート調査」を実施し、児童の所持率、使用 状況等を把握するとともに、児童、保護者に対し「SNS中北ルール」に基づき、ルールを守っ た中での安全な使用について周知徹底を図る。また、「SNS中北ルール」は、高学年児童によ り、毎年改定をしていく。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 『八王子市におけるいじめ防止等に関する基本的な対応』の対応手順に基づいて関連機関との連携を密にして対応する。
- (2) いじめの事実確認を、関係者からの聞き取り、周囲の児童等からの聞き取り等を徹底的に行い、 時系列で事実関係の把握し、全容を明らかにする。
- (3) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (4) いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察や児童相談所等との連携に基づき、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、サポートチームの活用及び警察と連携して対応する。
- (6) スクールカウンセラーを活用し、関係している児童らの心のケアを行う。

4 重大事態への対処

- (1) 『八王子市におけるいじめ防止等に関する基本的な対応』に基づいて対応することを原則とする。
- (2) 教育委員会に随時報告を入れ、連携することで、事実関係を明確にするための調査や迅速な対応を正確に行う。
- (3) いじめを受けた児童又はその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、問題解決に向けて徹底した対応を図り、 学校への信頼回復に全力を尽くす。

5 保護者・地域との連携

- (1) 中野北小学校としての生活指導の基本方針・いじめ防止基本方針については、学校運営協議会で 内容の承認を受け、学校だより、学校ホームページ、学校公開や保護者会などあらゆる機会を活用 して発信し、十分な説明を行う。
- (2) 「八王子市立学校における学校評価の実施指針」に基づき、いじめを許さない学校づくりに対する評価項目を含んだ、児童、保護者、地域対象の学校評価アンケートを実施することにより、本校の取組状況に関する客観的な指標を得て、一層の改善につなげる。